

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の一部を改正する政令(案)」及び
 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定する
 デジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令(案)」に対する意見募集の結果

別紙

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 | 命令等へ反映の有無 |
|-----|--|--|-----------|
| 1 | <p>以下、3点確認を回答いただきたい。</p> <p>1) 本政令並びに命令の改正理由について、何をどう検討した結果追加が必要となったか、明確記されたい。</p> <p>2) 本政令並びに命令に基づく形で各府省庁で公開している各業務の標準仕様書は、本件の政令、命令の当該改正部分の施行にあり有効となる認識でよいか。(つまり各業務の標準仕様書が先行して本政令並びに命令の範囲を超えて定義されることはないと考えてよいか。定義されても有効でない。)</p> <p>3) 総務省の税務システムの標準仕様書において、滞納管理・収納管理が定義されている。本政令並びに命令において、地方税にかかる徴収云々と記載されているが、これほど大きな分類の業務について、表立った公表資料において20業務としていないのはなぜか。</p> <p>4) 標準仕様書が本政令並びに命令に基づき、公開されている認識だが横断的に標準仕様書を見ると、標準仕様書自体の書式や記載事項や記載方法すら標準化・統一化されていない。標準的なシステムが開発できるという認識か。標準仕様書の記載方法の統一を図る予定はあるか、ないか。</p> <p>5) 2025年までに法の縛りを設けて無理やり標準仕様書に基づくシステムを自治体に向けて強制しようとしてるように見えるが、住民に影響なく完遂できるのか。</p> | <p>1) デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定。)を踏まえ、令和4年8月末に、標準化対象事務に係る全ての業務において、標準仕様書が作成(すでに標準仕様書を作成していた第1グループ、住民記録及び印鑑登録業務に係る事務については改定)されたことを踏まえ、政令及び省令に定めていた標準化対象事務の追加等を行う必要が生じたため、今般改正を行うものです。</p> <p>2) 本政令・省令は「標準化対象事務」を定めるものであり、標準仕様書を踏まえて、標準化対象事務に係る地方公共団体情報システムに必要とされる機能等を定める「標準化基準」については、別途主務省令によって定められることとなっています。</p> <p>3) 標準化対象事務については、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定。)において、市町村内における様々な業務システム間の情報連携を可能とするための標準仕様を定めている地域情報プラットフォーム標準仕様で示されている26業務のうち、住民記録、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、選挙人名簿管理、国民健康保険、介護保険、障害者福祉、児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理、就学、児童手当、子ども・子育て支援の17業務が標準仕様書の対象とされ、公表時期とともに示されていました。</p> <p>また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)においては、この17業務に、戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録事務を加えることを検討することとされ、その後の検討の結果、これらの業務について標準化対象事務に追加することとされました。そのため、標準化対象事務は上記の20業務となっています。</p> <p>4) デジタル庁において、「標準仕様書間の横並び調整方針」を作成しており、当該方針に基づいて、仕様書の記載方法等の横並びを図っています。</p> <p>5) 標準化基本方針においては、「地方公共団体の基幹業務システムが、令和7年度(2025年度)までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととし、国はそのために必要な支援を積極的に行う。」と定めており、地方公共団体には、令和7年度末までに標準準拠システムへ移行することが求められます。</p> <p>現在、デジタル庁では、事業者へのヒアリングや支援等の検討を随時実施しており、標準準拠システムができるだけ早く開発・リリースされ、令和7年度末までに標準準拠システムへ住民への影響がなく移行できるよう、引き続き、関係府省や都道府県とも連携して支援策を検討してまいります。</p> | なし |
| 2 | なぜ政令のみ新旧対照表が参考資料なのか。 | 本改正においては、政令は「改め文方式」、省令は「新旧対照表方式」で改正が行っているところ、改正内容の確認に資するよう、政令についても、参考として新旧対照条文をお示ししております。 | なし |
| 3 | <p>「命令1(案)」1ページの「総務大臣松本剛明」の箇所について</p> <p>初代内閣総理大臣の伊藤博文の子孫なのは本当か？ 伊藤博文の子孫が本当なら「地方公共団体情報システムの標準化」についての意見(不安)はない。 松本君の能力を信じたい。東京大学の法学部卒の松本君ならIT後進国の日本からの卒業も出来るんじゃないか？</p> <p>地方公共団体では未だに閲覧推奨ブラウザがネットスケープナビゲーター(古いソフトウェア)なんです。 松本君ならIT先進国にできる。頑張ってもらいたい。</p> | 地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。 | なし |
| 4 | TickTock使うの止めろ。 国は余計なことをしないで、情報のやり取りも、税制も、規制も各地方自治体に任せろ。 | 地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。 | なし |
| 5 | 5年で標準化なんかできるわけないです。 各金融機関も標準化はしましたが名寄せすら今も各金融機関で違うんです。 標準化なんて金かかるだけですメンテナンスもすごいことになり無駄遣いと言われるだけだと思います。 しない方が便利で無駄遣いにならなくて良いと思います。 | 地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。 | なし |

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 | 命令等へ反映の有無 |
|-----|--|--|-----------|
| 6 | <p>【意見対象】 (ア) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(以下、ア) (イ) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令(案)(以下、イ)</p> <p>【意見概要】 案に至る検討過程・自治体への意見聴取もいまま意見募集された意見募集案の政令及び命令の撤回をすべき。</p> <p>【意見の前提】 (1) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和三年法律第四十号)第二条第一項において、「地方公共団体情報システム」とは、地方公共団体が利用する情報システムであって、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務(以下「標準化対象事務」という。)の処理に係るものと定義されている。</p> <p>(2) 「地方公共団体(以下、自治体)において、アの3ページ及びイの6ページで規定する人口動態調査令・埋葬、火葬若しくは改葬の許可に関する事務の2事務は、通常、自治体の戸籍情報システムで処理され、意見募集時点では標準化対象外システムである。</p> <p>【意見1 不透明な検討過程】 令和4年10月に策定された地方公共団体情報システム標準化基本方針「6.2.1 地方公共団体への意見聴取・情報提供等」では下記3点が示されている。 ○ 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の推進に当たり、デジタル庁は、デジタル改革共創プラットフォームを活用し地方公共団体と対話を行う。 ○ 制度所管府省は、各府省で策定した機能標準化基準の作成、変更及び解釈に関する問合せ窓口を、デジタル庁は、共通標準化基準の作成、変更及び解釈に関する問合せ窓口を、それぞれ設けることにより、地方公共団体及び地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に取り組む事業者に対し、標準化基準の作成、変更及び解釈に関する情報提供を行う。 ○ 3.4.1 及び 3.4.2 による意見聴取等並びに上記の取組のほか、デジタル庁及び制度所管府省は、議論の過程の透明化やウェブサイト等への公表、目標・取組・スケジュール等の段取りに係る地方公共団体への情報提供、地方公共団体への丁寧な意見聴取、地方3団体等と連携した計画的な移行推進等を行う。</p> <p>しかしながら、上述の2業務に対し、所管する厚生労働省(人口動態・埋火葬)は自治体の対話・意見を聴取したと言えない。人口動態・埋火葬の2業務について、厚生労働省が自治体に対し行ったものは、「本2業務を標準化対象とすることにどう考えるか」といった、何ら具体性を伴わない意見照会であった。 また、2業務に関してどのような議論の過程があったか検索したものの、当方が調べた限りでは検討過程を公表していないと思われる。 このような状況で政令・命令案の意見募集を行うことは基本方針に反した行為であり、拙速と言わざるを得ず、自治体・システムベンダの標準化準拠に向けた事務の難易度を不必要に引き上げることになりえる。 さらに、このような不透明な状況で政令・命令案を無理に通そうとすれば、「特定の」システムベンダからの要望を標準化対象業務として指定することで通そうという意図があるのではないかと邪推されることにもつながる。 そのため、少なくとも検討過程を提示してから意見募集すべきであると考えます。</p> <p>【意見2 標準化対象業務とする疑問】 意見の前提で示した通り、2業務は自治体の戸籍情報システムで処理されており、現在は犯歴業務、成年被後見人・成年被後見人の管理業務とともに戸籍情報システムのオプション機能としてシステムベンダから提供されている。</p> <p>そのため、2業務を標準化対象に位置付けることにより、これから標準仕様書が作成され、その後システムベンダが標準準拠システムを構築することとなると、なんらスケジュールを示さずに政令・命令案を提示している以上、令和7年度末までの期限としている自治体の標準化業務が実質達成できないと判断せざるを得ない。</p> <p>意見1と重ねての意見になるが、現状標準仕様書に基づき構築されている戸籍情報システムで処理できている事務を今から標準化対象とすべき理由はなく、不必要に自治体・システムベンダの難易度を上げるものである。</p> <p>以上2点の意見を提出する。</p> <p>なお、この意見が公開された際に国民の方向けに示しておきたい私の意見のまとめを下記2点にまとめておく。 ・人口動態調査・埋火葬業務に関して厚生労働省は自治体に対し具体性を伴う意見照会をしていないし、なぜ意見募集案に至ったかの経緯は自治体側でもわからない。 ・現行のシステムでも十分上記2業務に対応できているにもかかわらず、本政令等案はスケジュールを示さずに、今から新たに標準化対象を加えることで、令和7年度末までに自治体を実施すべき作業を困難にさせるものである。</p> | <p>人口動態調査事務及び火葬等許可事務を標準化対象事務とすることについては、令和4年9月に市区町村に意見照会を行い、いただいたご意見に回答をお示したところです。人口動態調査事務及び火葬等許可事務が標準化対象事務に位置付けられている戸籍事務と一体的に処理され、実態として多くの市区町村において二つの事務の処理システムが戸籍情報システムとパッケージシステムとして開発・導入されていることから、引き続きパッケージシステムとして運用し、地方公共団体の行政運営の効率化と住民の利便性の向上を図るため、今般の改正により、人口動態調査事務及び火葬等許可事務を標準化対象事務として定めるものです。</p> <p>人口動態調査事務及び火葬等許可事務について、引き続き、標準化基準、標準仕様書に関する検討を行うこととしており、地方公共団体情報システム標準化基本方針に沿って、地方公共団体及び地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に取り組む事業者への意見聴取・情報提供等を行ってまいります。</p> | なし |

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 | 命令等へ反映の有無 |
|-----|--|--|-----------|
| 7 | <p>提出意見: 1 該当箇所及び意見 (1)地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第2号の改正部分 (意見) 「子育てのための施設等利用給付の支給」、「特定子ども・子育て支援施設等の確認」の削除 (2)地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第2号の改正部分 (意見) 「同法第三十条の五、第三十条の七から第三十条の九まで若しくは第三十条の十一(第五項を除く。)の規定による子育てのための施設等利用給付の支給」「同法第五十八条の二、第五十八条の五、第五十八条の六若しくは第五十八条の十の規定による特定子ども・子育て支援施設等の確認」「同法第五十九条の規定による地域子ども・子育て支援事業(同条第三号口に規定するもの)」の削除 2 理由(共通) ・現状、子ども・子育て支援システム標準仕様書第1.0版の標準化対象事務すべてに対応したシステムを提供できるベンダが一部に限られ、事業者の「競争環境の確保」というシステム統一・標準化の目標に反する。 ・子育てのための施設等利用給付や副食費補給給付については、新制度未移行の幼稚園や認可外保育施設が多い自治体では対象児童数が多く、システム利用のメリットが大きい一方、新制度未移行の幼稚園や認可外保育施設が少ない自治体では、対象児童が少なく、システム利用のメリットが小さい。これまでシステムを利用せず対応してきた自治体にとっては、過剰な機能となるおそれがある。 ・したがって、前述の事務については、標準化の対象外とするか、又は、分割調達可能な標準オプション機能として、機能標準化基準において所定のサブユニット及びサブユニット間の連携に係る機能を規定していただきたい。</p> | <p>対象事務については、事業の実施状況やシステム化状況に係る全国自治体・ベンダーへの実態調査等の結果に基づき、 ・各自治体を確認した施設を対象に行う「子どものための教育・保育給付」及び「子育てのための施設等利用給付」については、全自治体で事業を実施しており、かつ、ほとんどの自治体がシステム化しているため、これらを中心に標準化の検討を進める必要があること ・地域子ども・子育て支援事業(13事業)については、市町村が地域の実情に応じて取り組んでいる事業であり、業務内容や対象者が多岐にわたるため、全ての事業を一つのシステムとして実装することが必ずしも合理性を有するわけではないことから、「中心となる教育・保育給付等と一体的に実施しうること」「事業実施率・システム化率が相対的に高いこと」「現行パッケージで既に機能提供されていること」を考慮する必要があること を踏まえ、有識者・自治体・ベンダーから成る検討会・WGにおいて検討し選定したものです。 また、選定した対象事務範囲とその機能要件等については、検討会・WGでの議論に加えて、2度にわたる全国自治体・ベンダーへの意見照会を経て、1.0版として策定し公表したところです。</p> | なし |
| 8 | <p>なんのことなのか全くわかりにくいね 誰のための法令？作ったやつは大学で何を学んできたの？ あと役所の人間は基本的に全く信用できないから役所に個人情報渡すのをやめてほしいんだけど</p> | <p>地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組は、住民の皆様の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とするものであり、今後も広く御意見を伺いながら進めてまいります。</p> | なし |
| 9 | <p>意見① <<場所>> 02.省令案①(報道資料別紙2)PDF5P目 第五条一 <<意見>>『、同法第四章の二(第三十条の七から第三十条の九まで及び第三十条の十三を除く。)の規定による在外選挙人名簿に関する事務又は同法第六章の規定による投票における選挙人名簿若しくは在外選挙人名簿に関する事務』を削除してはどうでしょうか。 <<理由>>日本のことは、日本人が決めるのが筋だと思うからです。よろしくお願いします。 意見② <<意見>>各省令案の条文の規定について、若しくは を もしくは と、しては、どうでしょうか。 <<理由>>現代仮名遣いですが、日常では使われない漢字の使い方だからです。</p> | <p>意見① 在外選挙人名簿への被登録資格は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の4第1項の規定により、日本国民が有するものとされています。 意見② 法令における漢字使用につきましては、「法令における漢字使用等について」(平成22年11月30日付け内閣府法制局総総第208号通知)において、内閣法制次長から各府省庁事務次官等に対して周知されているところです。 この通知において、「法令における漢字使用は、～(略)～「常用漢字表」(平成22年内閣告示第2号)～(略)～によるものとする。」とされており、御指摘の「もしくは」につきましては、当該通知において「若しくは」と漢字で表記することとされているため、本省令においても、「若しくは」を使用しています。</p> | なし |

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 | 命令等へ反映の有無 |
|-----|--|---|-----------|
| 10 | <p>政令省令案第13号で定めようとしている療育手帳に関する業務の根拠たる知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの規定による知的障害者の判定に関する事務は知的障害者更生相談所の業務を定めているものであり、これを持って市町村がおこなっている療育手帳業務が標準化の対象であると言えるのか。</p> <p>また、政令省令案第13号で定めようとしている療育手帳に関する業務の根拠たる「児童福祉法第十一条第一項第二号ハの規定による児童及びその家庭についての調査及び判定」は都道府県の業務を定めたものでありもっぱら児童相談所がおこなっている業務である。ここにおいても療育手帳の判定業務を定めたものにすぎず、これを持って市町村がおこなっている療育手帳業務が標準化の対象であると言えるのか。</p> <p>療育手帳制度については、他の障がい者手帳と比べ、他法令等による影響を受けることが無いよう国において早急に法制化を図りたい。</p> | <p>療育手帳の交付に関する事務は、知的障害者福祉法による知的障害者の判定に関する事務と、児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する事務の一環であると整理しているため、案のとおり規定することで、療育手帳の交付に関する事務が標準化の対象に加えられます。</p> <p>なお、本件については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)と、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)においても、同様に整理しております。</p> <p>療育手帳制度の法制化については、ご意見として承知しました。</p> | なし |